

文化財概念の変遷と史料

塚 本 學

はじめに——ここでの問題——

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 芸術的価値中心の文化財概念 | 3. 文化概念と歴史研究の視野 |
| 2. 生活史資料へのひろがりをもせた文化財概念 | 4. 反省の学としての歴史学とマイナスの文化財 |
| | 5. 史料保存の運動と文化財概念 |

論文要旨

文化財ということばは、文化財保護法の制定（1950）以前にもあったが、その普及は、法の制定後であった。はじめその内容は、芸術的価値を中心に理解され、狭義の文化史への歴史研究者の関心の低さも一因となって、歴史研究者の文化財への関心は、一般的には弱かった。だが、考古・民俗資料を中心に、芸術的価値を離れて、過去の人生の痕跡を保存すべき財とみなす感覚が成長し、一方では、経済成長の過程での開発の進行によって失われるものの大きさに対して、その保存を求める運動も伸びてきた。また、文化を、学問・芸術等の狭義の領域のものだけでなく、生業や衣食住等をふくめた概念として理解する機運も高まった。このなかで、文献以外の史料への重視の姿勢を強めた歴史学の分野でも、民衆の日常生活の歴史への関心とあいまって、文化財保存運動に大きな努力を傾けるうごきが出ている。文化財保護法での文化財定義も、芸術的価値からだけでなく、こうした広義の文化遺産の方向に動いていっている。

文化財の概念と、歴史・考古・民俗等の諸学での研究のための素材、すなわち史料の概念とは次第に接近し、そのことが諸学の共同の場を考える上でも役割を演ずるかにみえる。だが、文化財を、継承すべき文化の産物とだけみずなら、反省の学としての歴史学とは両立できない。過去の人生は、現代に、よいものだけを残したわけではない。たとえば戦争の痕跡のように、私たちが継承すべきではないが、忘れるべきでないものは少なくない。すぐれた芸術品と理解される作品のなかにも、ある時代の屈辱の歴史が秘められていたり、新しい芸術創造の試みを抑圧する役割を担った例があること等を思いあわせて、継承すべきでない文化の所産もまた文化財であるというみかたが必要である。歴史博物館の展示でも、この点が考えられねばならない。

はじめに——ここでの問題——

国立歴史民俗博物館（以下歴博と略称する）は、「わが国の歴史資料，考古資料及び民俗資料」の収集・保管と供覧，調査研究を目的としている。歴史・考古・民俗の三学と関連諸学との協同によって広義の歴史研究を推進する上で，この三種の資料について総合的に考えることが課題となる。ここではこの点を中心課題とはできないが，三学ないし関連諸学—たとえば美術史の立場等—のいずれにあっても，資料についてのみかたと文化財の考えとの関係は，今後の歴博のありかたにとっても，ひろく歴史系博物館・資料館にとっても避けて通れない問題であり，ひろく学問方法の問題でもある。

機構として歴博と異なるが，長い伝統をもつ博物館に東京・京都・奈良の国立三館があり，多くの文化財を収蔵している。歴博の所蔵管理する資料のなかにも重要文化財として指定をうけたものがあり，指定外の資料でも文化財としての意味をもつ。後発館として，多年三館の蓄積した成果に学ぶべき点が多いのは当然であるが，美術館的色彩がつよい国立三館のばあいの文化財概念によって，歴史博物館での資料を整理する概念とすることへの疑問はある。歴博は，その創設当時の想像以上に増加した各地歴史民俗資料館とも国立三館とも相互に協力すべきだし，文書類を資料の重要な一部とする以上，文書館での史料分類概念とも無縁ではありえない。文化財概念での資料のみかたと史料概念でのそれとが断絶するなら，原理的には美術館と文書館とは相容れず，ひいては歴史系博物館は存在できなくなるだろう。

近年，文献以外の資料への関心の高まりと，一面では国土の大規模な改変のなかで失われる資料の大きさから，広義の歴史研究者が史料保存の運動を展開するとき，文化財保護法によりどころを見出していく例も増加している。歴博での資料として，法制上あげられる歴史・考古・民俗資料の名も，ほぼそのまま文化財保護法の規定する文化財の定義にあげられている。文化財概念と広義歴史学の資料としての史料概念とは，この傾向の上で考えることができるだろうか。歴史・考古・民俗の三学共同の分野がひろがり，それぞれでの資料概念の整理を考える上で，文化財概念のうごきが意味をもつ面もあるかもしれない。広義歴史学の史料について考える上でのひとつの切り口でもあれば，歴史学への市民参加について考える上での問題ともなるであろうか。未成熟のままながら一応の私見をまとめ，今後の諸氏の御討議の素材としたい。

1. 芸術的価値中心の文化財概念

文化財ということばは，1950年の文化財保護法以前は耳慣れぬことばであった。1979年発行の『文化財保護の実務』は「文化財保護をめぐる」の座談会記事を載せている。

文化財関係の仕事の中心にあった六氏によって、文化財の概念規定について語られているなか
に、以下のような証言がある。⁽¹⁾

1949年1月法隆寺金堂の被災を契機として、この法の立案にあたった山本有三（有造）とアメリカの大学で学んだ岩村忍が英語の *cultural properties* の訳語としてこのことばを採った。ただ、それ以前、1939～40年頃ある財閥が文化財の研究をつくる企図があつて、国家総動員下で使われた生産財ということばに対して、精神文化的な意味で用いたのが、文化財のことばの早くの例であつた。

だが *cultural properties* ということばもひろく用いられるものではないようで、70年代発行の英和中辞典では、*cultural goods* に文化財の訳をあててこのことばを採らない例もある。⁽²⁾ 一方、1936年刊行の『大辞典』は文化財のことばを採録し、ドイツ語 *Kultur Güter* の訳語として「与へられた自然の事実を真・善・美・聖等の理想に準って形成せる成果所産をいふ」とする。⁽³⁾ ある程度用いられたことばであることが知られる。定義は如何にもドイツ哲学を思わせ、生産財の対語とは差がある。⁽⁴⁾ 今日でもドイツでは公称に用いられ、反面、他の諸国では、これにあたることばはそれほど使われていないようである。⁽⁵⁾ 英語の *cultural goods* はドイツ語からの輸入であろう。

戦前日本の知識人のなかにドイツ観念論哲学ないし教養主義が深く浸透していたことを思えば、このことばないしその原語がある程度普及していたとみるのが自然である。文化財保護法制定時の文部大臣天野貞裕やその先輩安倍能成などは少なくとも原語を知っていたにちがいない。⁽⁶⁾ 文化財の訳語については、やや不適切な用例ながら見出せたひとつだけをあげて、戦前文献での使用例は今後ご教示をお願いしたい。ハウスホーファー著、佐々木能理男編訳『日本』（1943年）に、「日本の国民のあひだにあつては、単に読み書きだけではなく強烈な倫理的な教養衝動といふものまでが一般的な国民文化財となつてゐるのである」という一文があり、また、ピポンの講演趣旨の要約のなかで、「日本はその後の発展過程において支那の文化財をとりいれ、最後にはヨーロッパの文化財を己れのものとしながら」との記述がある。⁽⁷⁾ 前者は『日本の国家革新・明治時代から今日までの国家構造の変遷』（1930年）からの訳出部で、文化財ということばはやや比喩的に用いられている感があるが、それだけ原著者の場ではふつうのことばであり、訳者にとつても、抵抗感があることばではなかつたとみたい。ところでこの原著者は、「持たざる国」日独伊三国の類似性を論ずる地政学者であり、ナチスの立場に立つと解される。『大辞典』にあげる意味での用語は、知的、とくに芸術的活動の作品を中心にした感が強いが、ナチスの文化政策のなかで語義に変化を持たせながらいっそう多く用いられるようになったのではあるまいか。

アメリカ軍を中心とした占領下、ドイツ教養主義もまた知識人にとってやや後ろめたい扱いを受けた時期、しかも古器物旧物の保存を太政官が布告した明治初年のばあいにやや似て、ア

メリカナイズの急進行という風潮に対しては抵抗の意味を持たざるをえない文化財保護法制定にあたって、文化財ということばのドイツ的用例の記憶は、意図的に伏せられねばならなかったであろう。そのことが、cultural properties という英訳名を用意し、その訳語であるかのかたちをとらせたのではなかったろうか。

文化財のことばは、文化財保護法制定後、そこでの用語にしたがって急速に多くのひとびとのあいだに定着していった。

制定時の文化財保護法で、文化財は以下のように定義され、別に史跡指定地以外の地での埋蔵物たる文化財を埋蔵文化財とした。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（有形文化財）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（無形文化財）
- 三 史跡、名勝及び天然記念物（史跡名勝天然記念物）

このうち、1975年までの改正によって変更がなかったのは二だけで、現行法では別に2つが加わり他でもかなりの改正がある点は後に考えるが、法制定以前との関係にまず注意しよう。⁽⁸⁾二と埋蔵文化財という概念とが、この法によってはじめてとりあげられたものであり、三は、史跡名勝天然記念物保存法（1919年）を受けていて、一の有形文化財にあたるものについては、長い従来の経緯があった。1871年の太政官布告「古器旧物保存方」、1897年「古社寺保存法」、1929年「国宝保存法」、1933年「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」の一連の戦前法規がそれである。法の制定にあたって先行法規の継承面をつよくもった部分でもあった。1933年「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律施行規則」で列举する物件は、絵画、彫刻、建造物、文書、典籍、書蹟、刀剣、工芸品、考古学資料の9件で、保護法が刀剣を外したのは占領下の事情と推定されるほかでは、有形文化財との範囲の実質的な差は民俗資料を加えたことだけとみることができる。「歴史上又は芸術上価値の高いもの」という表現だが、重要美術品概念との大きな共通性からは、二の無形文化財とあわせて、芸術的価値を軸とした Kultur Güter 概念にあたるのが文化財に相当するもので、cultural properties ということばの採用は、すでにいくぶんか芸術的価値基準からの拡大をみせてもいたかにみえる。

民俗資料を加えた点が文化財の範囲について大きなことであった点はなお後に考えるが、考古資料が「歴史上又は芸術上」の限定ぬきでふくまれるのは、一見大きな異例にみえる。だが、古く1871年の古器旧物保存の布告でも石努雷斧ノ部があって、天狗ノ飯匙等の例が列举され、しかもここでの古器旧物の分類が19世紀初め松平定信『集古十種』に似る点が多いというから、⁽⁹⁾考古資料がその古さだけで一種芸術的価値を認められていたゆえとみることができよう。関東大震災後に、歴史部門を外して古美術博物館として復興した東京帝室博物館でも、1937年の列

品区分は、絵画・書蹟・彫刻・金工・陶磁・漆工・染織と考古であった。⁽¹⁰⁾考古学が、天皇不可侵の歴史研究のなかに位置付けられにくかった時期、美術品としての考古資料のあつかいが、この資料の保存策であった。

文化財保護法にいう「歴史上又は芸術上価値」も、1897年の「古社寺保存法」で、「社寺ノ建造物及宝物類」で「特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノ」という表現を受けているだろうが、実際には芸術上価値を主として解釈された。1954年の同法改正にあたって、有形文化財から民俗資料を切り離して別に一号を立て、有形の民俗資料の重要なものを重要民俗資料として指定することとしたとき、文部大臣大達茂雄が、「有形文化財が芸術的価値を主眼として⁽¹¹⁾いるのに対して」民俗資料がこれにそぐわないからとするのは、その端的な表現である。

このような有形文化財理解は、古くからの国宝・重要美術品理解とあいまって、文化財概念自体を芸術的価値中心に理解させるものとなった。文化財保護法制定当時に、一志茂樹が両院議長その他への要望書を提出し、これを『信濃』に掲載した例を特筆できるほか、歴史学関係の学術誌でこれに大きな関心をよせた形跡が見当たらない。⁽¹²⁾文献外資料への関心の薄さだけでなく、この点にも由来したかと思われる。有形文化財としては古文書もあげられ、当時とくに近世庶民史料としての古文書湮滅の危険が痛感されていて、1949年に多くの研究者連名で衆議院議長宛に作成された「史料館設置に関する請願および趣意書」では、「古文書記録もまた父祖の遺した貴重な文化財」と指摘しているのだが、⁽¹³⁾村方の記録や家の経営に関する文書を、天皇なり著名な人物なりの署名するものと同様に古文書とは解しないひとは、以後も少なくなかった。文化財保護法とともに、文化財のことが普及し、文化財愛護の空気が成長したことはたしかだが、それが近世庶民史料としての古文書にまで及ぶにはいくらかの距離があった。芸術的価値中心の文化財理解にもその理由のひとつがあるとみることができよう。

現行文化財法では、文化財は1)有形文化財、2)無形文化財、3)民俗文化財、4)記念物、5)伝統的建造物群に分けられ、別に埋蔵文化財の概念が設定されている。このうち有形文化財は、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」となっている。民俗資料が別立てとなり、（ ）内の部分と末尾の歴史資料とが1975年の改正で加えられたのが大きな改正点である。これを建造物と美術工芸品に大別し、すなわち典籍・古文書・考古資料や歴史資料もふくめて美術工芸品というカテゴリーに入れているのは、文化庁保護部の伝統文化課、記念物課、美術工芸課、建造物課の組織に應ずる。伝統文化課・記念物課が、それぞれ2)3)と4)にあたり、建造物課が5)と1)のうち建造物を担当するわけで、建造物が美術工芸品と別枠になるのは、「古社寺保存法」での区分にもより、皇室博物館の列品区分外であったこと等に由来するだろう。

社寺の建造物にはじまった建造物と、社寺の宝物類にはじまり、国宝、重要美術品と展開していった美術工芸品という経緯が、古文書や歴史資料をも美術工芸品に含めるというすがたを規定している。既存の法規に改訂を加えて実効を得ようとしたひとつの苦心の成果でもあったにちがいないが、文化財についての一般の認識という点でも、今後改められるべきことではある。だが、法規や制度は、学問の世界や広汎のひとつの関心に応じて動いていくもので、事実、芸術上の価値としての文化財概念が実態として変化してきているすがたをも、文化財保護法の改訂のなかに認めることができる。

2. 生活史資料へのひろがりをもせた文化財概念

やや奇妙なことでわかりにくいのが、現行法で文化財概念は前記のような5ないし6のジャンルをふくむが、文化財行政のなかで大きく意識される国の指定の上で、重要文化財の概念が適用されるのは1)の有形文化財だけである。重要無形文化財・重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財・史跡名勝天然記念物の指定や、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財と無形民俗文化財及び重要伝統的建造物群の選定がされて、重要文化財の指定とはほぼ同様な役割を果たすが、重要文化財とは別な概念である。指定・選定の件数もこの定義での重要文化財が他分野の重要とされるものにくらべて圧倒的に多い。

重要文化財概念は文化財の重要なものという限定だけでなく、文化財概念の一部すなわち有形文化財の重要なものという限定をうけ、有形文化財概念は芸術的価値を大きな内容とした。

文化財保護法の制定にあたって、無形文化財・埋蔵文化財の用語が用いられたことは、史蹟名勝天然記念物を有形文化財とならべて同一の法規であつかったこととともに、大きな事実であった。従来の法規の継続性が強かった有形文化財では、民俗資料がふくまれたことが新例で、ここに美術品中心の考え方との大きな差が認められた。以後の法改正のなかで、文化財概念にも変更があつて、一般の認識の変化とも通じあつたのは、大きな筋でいえば芸術的価値中心から次第に前代生活資料としての文化財という方向であつた。それは有形文化財以外の文化財概念のひろがりによる点が大きく、民俗資料を有形文化財に入れた例がいわばその突破口となつた。

文化財保護法の実効は、とくに重要文化財指定物件において発揮されたが、実際には民俗資料で重要文化財に指定されたものがなかつた。民俗資料は重要文化財とは価値の観点が異なり、また無形の民俗資料があつて、有形のものでも無形のを背景とすることが、その事情と判断され、1954年の改正となつたのである。「民俗資料は、そのもの自体の芸術的な価値が高いというものでなく、わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、重要文化財とは価値の観点を異にする」という改正⁽¹⁴⁾についての通達には、重要文化財概念に芸術的価値

値を不可欠の要件としたことの反面、法の対象に芸術的価値以外の基準のものが含まれたことをも示していた。ここで「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗資料」という。）」として立項した。

この条項は、この法律で「文化財」とは次に掲げるものをいうとする文を受けていて、有形文化財とは区別されても文化財概念にふくまれるもの（以下「民俗資料」という）であったが、その部分は、1975年の改正によって改められ、民俗文化財とよばれるにいたった。その際この定義には、風俗慣習の次に民俗芸能の**ことば**を加える改正がされた。

民俗資料ないし民俗文化財の概念が確立していったことは、芸術的価値中心の立場からの変化であったが、その有形文化財からの分離は、従来重要文化財以外の有形文化財という節に記載されていた埋蔵文化財の位置付けを変化させた。1954年の改正で、埋蔵文化財の章を新設したのは、埋蔵されている「文化財」が、芸術的価値に重きを置いた有形文化財だけでなく、国民生活の推移の理解に必要なものをも内容とすることを明確にしたのである。有形文化財のなかで「わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」という限定（実際には芸術上での理解が強かった）を受けなかった唯一の例が考古資料であったが、埋蔵文化財の位置付けは考古資料の解釈にも影響するところがあったであろう。

制定時文化財定義の第三にあった史跡名勝天然記念物が、記念物と名を変え、反面「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」以下名勝地と天然記念物の説明になったのも1954年の改正による。史跡についてのこの例示は、史蹟名勝天然記念物保存法時代の保存項目や1951年の指定基準で列記されたものにはほぼ準じていたが、「歴史上又は学術上」の価値という基準が明記された点で、文化財概念が芸術的価値から歴史的価値へとうごいていく傾向に合致した。

1975年の改正では、さらに「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）」の文が、文化財定義に加えられた。有形文化財のなかの建造物が「歴史上又は芸術上」の限定を受けるのに対して、少なくとも狭義の芸術とは離れた概念での文化財である。著名人の住居や名ある工匠の名作であるよりは、前代の民衆生活のすがたを遺す文化財という面をもつことはいうまでもあるまい。地区保存の選定がされる範囲は一般にかなり広大であり、この点で記念物のうちの史跡とも通じるだけでなく、民俗文化財の保存と同様な役割をもつ文化財概念の創出であった。すでに、記念物の指定にあたって土地に固定したものだけに限定され、たとえば史跡としての古墳がそこでの出土品と切り離されてはならないことから、名勝での古図などとともに記念物の指定で散逸の恐れがある動産的物件をあわせて保護する策が、1959年以来とられていた。⁽¹⁶⁾ 伝統的建造物群の概念は、このような各種文化財の相互のつながりを大きく意識させていく役割をも今後いっそう

強めるであろう。

有形文化財以外の文化財がひろがることで、文化財概念は、芸術的価値主体という印象を弱めていったが、有形文化財の内容も変化していった。1975年の法改正で、建造物や絵画から古文書に至るまでの有形文化財について、これと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件をふくむこととしたのは、記念物についての1959年の策と通じるものであり、各種資料の総合による文化財というみかたの大きな進展であって、お家の宝物といった価値観からは生まれにくい考えであった。そしておなじときの改正で歴史資料が加えられて、この限定は、その他の学術上価値の高いものと表現された。芸術上価値ぬきの資料がここでも増加したわけでもあった。1977年の文化庁美術工芸課資料で例示されるのは、貨幣や度量衡遺品、生産技術や通信運搬、また祭礼・宗教や年中行事関係の遺品等がある。一方またそこでは、「典籍、古文書類(絵図、系図等を含む)は、歴史資料としての性格を本来的に有するものであるが」これらはすでに書跡、典籍、古文書の部門で扱うことになっているから今後もそれが妥当とし、歴史資料は包括的なものが多いことを示唆⁽¹⁷⁾している。このことは反面で書跡、典籍、古文書を芸術的価値主眼ではみない解釈でもあって、1954年の文部大臣説明の時点との変化をも示したといえよう。

もっとも、古社寺保存法で「社寺ノ建造物及宝物類ニシテ特ニ歴史ノ徴証又ハ美術ノ模範トナルヘキモノ」を特別保護建造物又は国宝とするとしたように、芸術的価値とならべて歴史上の価値を説く主張は新しいものではなかった。だが、歴史の徴証が、歴史上の著名な事件や人物についての証拠という意味を中心に理解されるのであったら、たとえば伝統的建造物群という考えは生まれにくいだろう。パリにあって東京の町に思いをはせ、帰国後も市区改正後の東京について、「日本人が余りにクラシックを捨て過ぎたと気付くこと」について記した島崎藤村⁽¹⁸⁾などには、これにつながる感覚がたしかに認められる。

1944年の東京帝室博物館で、列品区分が美術・工芸・考古の三区分に改められたのは、応召による職員減が主理由⁽¹⁹⁾というが、考古資料の美術資料からの独立でもあった。現実の考古資料がたとえば「神武天皇」の聖蹟を徴証する役割を期待できたわけではなく、考古資料はふりい時期のひとつのくらしの資料として貴重であるというみかたが、やはり成長していった結果ということもできよう。文化財保護法以前の文化財ということばのわずかの資料だけで推察が許されるなら、『大辞典』での芸術中心と感ぜられる解釈に対して、ハウスホーファーの本の訳語例がもっと広汎な文化概念によるかにみえるのも、総力戦体制下のドイツで、文化財概念の拡大傾向があったのかもしれない。

そうしたいわば前史が考えられるにしても、文化財保護法の文化財定義が芸術的価値から過去人の生活遺産の方向に動いていったのは、基本的にはこの間、すなわち1950年以後の学問と社会との変化に由来していたにちがいない。ひとつは、無名民衆の歴史に対する関心の高まりである。考古・民俗の両学が大きな普及をみせていき、文献を中心資料とした歴史学でも、地

方史・芸能史・女性史への関心をふくめて、民衆の歴史に大きく目をむけた。文化財ということばが、芸術上の価値観や宮廷・大名家の宝物という感覚を強くもったことは、これと文化財概念との結びつきには時間を要したが、大きな底流としては、社会科教育での浸透をふくめて民衆史関心の高まりが、この文化財概念をゆるがしていったとみることができる。

文化財保護法制定時から、いくつかの事項で文化財保護委員会が都道府県教育委員会に委任する条項があった。前記一志茂樹の意見はこの点の拡大主張でもあったが、法制定後、文化財保存活用の普及活動が地方公共団体の協力を大きく必要としたのは当然であった。地方史ないし地域史への関心の高まりがこれに相応じた。県レベルでは文化財保護法制定後数年のうちに、ついで市町村レベルでも1960年代までに文化財保護条令等の制定が進み、文化財概念が浸透していったが、縣市町村等での文化財指定のなかでは、地域住民の歴史にかかわるものに重みがかかっていった。たとえば前記のように、膨大な量の近世村方文書が散逸する危惧と文化財保護法とを結びつけて考えることは、はじめは必ずしも容易でなかった。事実古文書として重要文化財指定をうけたものは多いが、そのうち村方ものは、1980年現在で中世から連続した近江菅浦文書1件だけであった⁽²⁰⁾。そのことがただちに、文化財としての村方文書という認識を欠いたことを意味するわけではないが、縣市町村での文化財指定でいくらかでもこの種の資料が文化財として指定されていくごきが進んだことは、前代生活資料としての文化財という認識を大きく進めるものとなったわけである。

文化財保護法制定時には、保護すべき事情として海外流失のおそれが強かったかに伝えられるが、1960年代に入ると、むしろ開発による文化財の破壊が深刻な問題となってきた。1955年のイタスケ古墳の保存運動をはじめとして、1960年代に大規模開発事業の全国的な広がりや埋蔵文化財の破壊を全国的なものとしていくなかで文化財保存の運動も大きく広がり、1970年7月文化財保存全国協議会が創設された⁽²¹⁾。破壊されていく文化財として現実の焦点となったのはまず埋蔵文化財であり、当面した考古学研究者を中心に「広範な国民の手へと広がり」といわれるような運動体ができえた。このことは、文化財概念の普及を意味しただけでなく、芸術上の価値中心の文化財概念の変化をも意味した。

急テンポの開発をもたらし高度経済成長期は、民俗慣行や諸行事の急速な消滅の時期でもあった。失われる習俗や祭礼を惜しむ声は、民俗学の研究者だけでなく、多くのひとびとから生まれていった。急激な生活の変化のなかで、失われていくものの多さが意識されたことは、自然環境の大きな変化もたらした災厄への批判とも結びついて、経済成長への単純な謳歌を反省する考え方の一翼ともなった。

考古学・民俗学と区別した意味での歴史学の分野では、文化財への関心の高まりがおくれがちであったといわねばなるまい。考古・民俗の両学に注意をむけ、文献以外の資料の重視を強調してきた一志茂樹が、圃場整備事業によって土地から歴史を考える重要な資料が失われるこ

とを強く警告したのは特筆に値するが、1976年という時期でありながら、当時この警告の意味するところを理解した歴史研究者はそれほど多くなかった。⁽²²⁾

だが、ここでも事態は大きく変わってきている。文献資料を軸に研究を進めてきた研究者のなかで、土地自体を大きくふくむ文献外資料への関心は、急激に成長してきたし、従来文字の出現以前の時代だけを主な研究領域としてきた考古学が、中世・近世の分野にめざましい進出をみせていったのも、これに対応した。横浜市の上行寺遺跡、静岡県磐田市の一の谷遺跡の保存運動をはじめ、歴史学分野の研究者を中心に史跡保存の運動が展開された例は多く、それは文化財保存の運動と意識されている。⁽²³⁾

歴史・考古・民俗の三学を通じて、前代生活の跡を遺す文化財の保存を求めらうごきが進行したことは、三学の協同の場がひろがっていくことでもあったが、同時にまだ不十分だとはしても、ひろく一般国民のあいだに具体的な事物を通じて、ひとびとの歴史を考えていく空気をも生んでいく、あるいはこのようないかたが研究者サイドの傲慢であって、もともと民衆のあいだにはそうした歴史思考があって、研究者の側がいまここに目をむけるにいたったということかもしれない。

文化財保護法での文化財定義の拡大が、右のようないごきを支えた面があることは否定できないが、大きな目でみるなら、むしろ右のようないごきに支えられて、法の定義が拡大していったとみるべきであろう。

3. 文化概念と歴史研究の視野

文化財概念に、芸術上の価値から前代のひとびとの生活の跡を示すものへの方向に変化が進んだとみたのだが、そのことは、文化概念の理解の変化と広義の歴史観の変化ともつながるものであった。

芸術上の価値観と歴史をみる立場とはつねに相反するかにみるひともあろうか。芸術は、時代を超えての価値を主張し、事実遠い時代の作品でいまもわれわれに訴えるものがあるのに対して、歴史研究の立場は、芸術作品をふくめて時代による変遷に大きな関心をむけ、作品を鑑賞し、あるいはこれに習うことをめざす美術家の姿勢に対して、作品の時代性や社会的背景をみようとする差が意識される。だが、このことは芸術の立場と歴史関心とのすべてに通じるわけではない。「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノ」は、天皇家の統治する日本国家の永遠性に日本の歴史の本質を求め、同時に日本文化の遠い過去から将来にいたるまでの一貫した特性を認めて、その伝統にそった美こそが習うべき模範とみるものばあいには、幸福な一致を示すわけである。

時代を超えた美の主張の反面に、芸術作品の価値に、ひとにより時期によって評価の差があ

る。内村鑑三の『後世への最大遺物』は、『源氏物語』を、「後世への遺物ではなくして却って後世への害物である」「あの様な文学は我々の中から根こそぎに絶やしたい」とする。⁽²⁵⁾ 芸術上の価値から個々の文化財の重要性を判断するとき、内村の目によりかかるわけにはいくまいが、反面、内村のような評価の自由を束縛するものとなつてはなるまい。一方「歴史ノ証徴」や「歴史上」の価値も、歴史のみかたによって変わる。大戦末期の東京帝室博物館で、「美術偏重ノ方針ヲ改メ国体明徴或ハ士気興揚等ニ資スヘキ歴史教育ノ列品ヲ陳列」⁽²⁶⁾ という意見があったのは、美術館としての性格を大きく変えようとする主張であったが、そこでの歴史教育の列品が、現在の目でみての歴史上の価値とは大きく異なることはいうまでもなからう。

文化財法制定当時、歴史学界での関心の薄さもこの点と関係しよう。「文化史観の立場に立つ『日本文化史』ないし『日本精神史』の著者たち」について、「太平洋戦争中に狂信的国体史観と五十歩百歩の役割をつとめていた」とする記憶と、これに対して学問・芸術・宗教が社会の生産関係や生産力といった「下部構造」に規定される「上部構造」であるというみかたからは、文化財への関心が生まれにくい。「『文化遺産についても民衆の膏血をしぼったとか、民衆をだます道具であるということが強調される』ばかりで『読めば読むほど自分の国がいやになるような日本史が書かれる』（『理想』第二七二号所載尾鍋輝彦氏文）という非難に答ええない状態」という指摘も、⁽²⁷⁾ 現在ではわかりにくい事態になったが、国体史観と結びついた日本文化礼賛論⁽²⁸⁾ に対して、日本社会の停滞性を摘発する情熱に支えられた歴史研究者が民衆の歴史を標榜したとき、前代の芸術品の多くが支配層への富の集中の結果として生まれた面だけが強調される現象もみられたのであった。

考古資料が、文化財概念の広がりの上で果たした役割は、埋蔵文化財破壊に反対する運動を中心に、いわば下からの文化財保存運動の先頭に立つ場面の外、戦前からの国宝・重要美術品概念ないし美術館としての帝室博物館の管理品以来文化財保護法での有形文化財規定にいたるまで、芸術上の価値以外に価値を認められる地位を保った点にもあった。戦前日本で、考古学が歴史研究のなかに位置付けられることを拒まれていた不幸な事態と、好古とも考古とも記されるような江戸時代以来の趣味によって、考古資料についての保存・愛好の空気があったことが、その理由と考えた。それは、芸術上の価値からの解放にはたらいただけでなく、狭義の文化概念からの解放にもはたらいた。歴史上著名な人物の事績の徴証となる例や美術品として評価されるものもなかったわけではないが、美的関心如何、歴史観如何にかかわらず保存対象となった考古資料は、学問・芸術・宗教といった狭義の文化ではなく、縄文文化、弥生文化ということばを用意し、戦後の歴史教育で一般化させた。この文化は、富を集中したものが大きな労力と技術の集約の結果として生み出した産物とはちがった性格の資料を大きくふくんだ。換言すれば、生産の用具をもふくみ、いうならば「下部構造」に属する部分をもふくんだ文化概念は、このことばによって、ひとびとの理解する概念となった。

文化財保護法の改正にもみられる芸術上の価値から前代人生活の跡への文化財概念の変化は、この文化概念のひろがりでもあった。すでに制定時の文化財規定に、考古資料・民俗資料とまた無形文化財のなかに工芸技術をふくんでいたわけだが、以後前項でみた変化は、そのような領域の拡大と解釈することができる。

民衆を主体とした歴史の研究という掛け声は、戦後歴史学を風靡したが、そこには少しまえに、農民の歴史を記すのに一揆暴動などの事変が多すぎると柳田国男に揶揄されたような面⁽²⁹⁾がなかったとはいえない。商品作物の栽培拡大等を中心に農業経営の歴史に関心がむけられても、その果実の配分、領主・地主・生産者農民の力関係の変化といった問題に焦点がすえられて、農民の生産技術の向上をかれらの形成した文化という面で見ようとする仕事は、なかったわけではないが大きなうごきとはいえなかった。高等学校の教科書等で一方で縄文文化や弥生文化の名でひとびとの生業やくらしが記されながら、平安時代の、江戸時代の文化という項では、源氏物語や平等院なり西鶴や北斎なりのはなしで終わるのは、学生を戸惑わせるわけだが、学界に責任があった。この状況に変化がでてくるのに、たとえば民衆思想史の領域の発展等も役割をもったが、大きくは社会史といわれるうごきが実はこのような意味での文化史を担当していくことになる。そこでは文献以外の資料に大きな関心が払われるし、考古・民俗両学との共同の場にも注意をむけることが避けられない。こうして、広義の歴史研究の場を考えると、文化財概念とそのような研究での史料との距離はたいへん縮まるようにみえる。文化財概念が歴史研究者の史料概念に近寄っていったというより、広義歴史研究の立場が育っていくことによって、文化財概念に親近感をもってきたという面がちいさくないともいえそうである。

広義歴史研究の立場というより、学問と意識されない分野で歴史をふりかえるときの資料と文化財とよぶべきものとは、後世に伝えるべき文化の所産としての文化財概念の拡大の傾向を押し進めれば、一体であったともいえる。国宝・重要美術品等のような文化財のばあいも、神社等にあつて、古来の信仰を将来に伝えていく上でのよるべき拠点であり、あるいは偉大な権力の庇護をうけた証拠でもあつて、かれらの生を支えるものであり、守られるべき歴史の象徴でもあつた。土地に対する権利の証拠が手継ぎの文書として、また軍功の賞や戦陣での活動の記念物や証拠が、生業の継承されるべきものとも、家の歴史の資料ともなつた。村方の文書にしても、村の権利の保証でもあり、守るべき慣習を後世に伝えるものとして遺されたし、村が管理する祭礼道具等も同様な意味をもつた。

それぞれの所持者にとって、その歴史の資料であるとともに、そのまま将来に継承されるべき財であつたもののほか、所持者にとって、すでに過去のものではあるが忘れてならない記念として尊重されるものもある。百年を超えて年々のまゆを保管する養蚕農家のばあい、家の当主の数世代前の例は、もはやそれ自体がならうべき模範ではありえないが、生業の歴史資料でもあれば将来までも忘れざることを欲しない記念物として、家の財である。数世代前の先祖が身

を粉にして働いて創業した商店や事業所で、創業者の今の事業とは関係しない道具を、たとえば粗末な作業着なりちびた筆なりを、家の宝とする例も耳にする。家の宝物が家族写真アルバムである例はもっと一般的だろう。それぞれの場での歴史資料であり、文化財であるといえる。写真アルバムには物故者をふくむなど、辛い思いがこめられているばあいがまれでないことにも注意してよい。

文化財の愛護にしても、また各種の資料保存にしても、このようないわばフォークロアの場面での心情と結びつくとき大きな力になることが予想できる。文化財の概念も、歴史をみる上での史料概念も、無名民衆の生き方に視野をひろげていくなかで、期せずして同じ方向へとうごいていったといえようか。

4. 反省の学としての歴史学とマイナスの文化財

だが、別にきびしい問題がある。その問題は、あるいは狭義の歴史学と民俗学等との共同の困難さにもかかわるかもしれない。

歴史を通じて不変の国体観念と結びついた日本文化礼賛論への反発が、当初、歴史研究者を文化財にやや冷淡な姿勢にさせた事情であった点に、先に触れた。それは正しくなかったと考えるが、国宝・重要美術品時代の文化財にあたる観念が、日本精神の一貫した展開といった歴史観と容易に結びつくことができたのは事実であろうし、それは大きな問題を提起している。

文化財の概念に芸術上の価値が重い位置を占め、守られるべき模範と意識されるとき、文化財は、新しい芸術創造への桎梏ともなる。芸術的価値からの解放の問題に留まらない。日本文化、日本社会の過去の所産を、誇るべき財として受けとめる姿勢は、日本文化、日本社会へのきびしい反省を抑制する姿勢に陥りやすい。異国民の支配下に植民地人として抑圧されている事態で、自国文化財への関心が、自尊心と抵抗の拠点になりうる反面、自国の文化に対する独善的な盲愛が偏狭な国家主義と結びつき、批判的思考を拒否したのが、1945年までの日本での大きな風潮であった。そのような風潮に、当時もっとも強く対立したのは、小作農民の苛酷なくらし等々をふくむ日本社会の状況の変革を願い、こうした悪の根源、病根を摘出しようとした研究者であった。戦後歴史学は、このような研究者の苦闘を継承して出発した。

文化財の立場が、必然的に国家主義の主張を生むわけではなく、諸外国の文化財にも接して諸国民それぞれの生み出した文化を尊重するひとが育っていくことを期待することはできる。だが、そのばあいにしても、文化財の考え方自体に、過去の美なり、過去の知恵なりへの憧憬がふくまれる。現代の悪しき状況に対して、過去の例によって批判の目をむけることはありうるが、悪しき現状の由来となった過去への指弾の姿勢にはなれない。端的に言えば、文化財の観念は伝統擁護の立場に親近感をもち、対してとくに1950年代から最近までの狭義歴史学は、

現代社会の変革を望んで、過去以来の悪の摘発に情熱を抱いた。農民は何故貧しいのかを問題としてかかげた柳田国男の立場はこれと通じていたが、柳田よりもっと「常民」に近い民俗学者はそのまま民俗愛好者であり、民俗擁護者である面をもち、伝統擁護・過去美化の民俗学というイメージを、歴史学の側に印象付けた。⁽³⁰⁾以下「文化財派」「歴史学派」とよんでみるのは、このような構図においてである。

私自身の勉学期も、1950年代からの歴史学界のなかにあった。そこにはいくつかのあやまちもあった。社会主義ないし共産主義への憧憬から、これを標榜する諸国への目を失ったものは多く、革命によって問題は一挙に解決すると信じたものも少なくなかった。そうでなくても、政権のドラスティックな変動こそが社会の改革の道であり、それなくしては世の進展はないという空気が強かった。日本社会・日本文化についても、地方的特色にしても、そこに「おくれた」社会の要素を大きく認めて否定的な評価をとりがちであった。この種のあやまちは前記の情熱と結びついたが、私自身もこれと無縁ではなかった。

いま私は、社会史の陣営に入るようだ。そうよばれることを拒否しない。日常生活への関心、無名民衆の心情にせまりたいとの願い、さらにはまた「時代区分」の概念を厳格に適用しようとせず、一挙には変わらず長期に継続する諸相に注意したい姿勢等を私はもつ。このような立場からは、拡大した文化財概念に大きな期待と親近感をもつ。だが、一方で戦後の歴史学が抱いていた情熱の大きな部分は、このような立場で継承できることをこそ願っている。⁽³¹⁾

過去から背負っている重みがわれわれを拘束し、われわれがいわば過去からの負の遺産を大きく負っている事態の直視は、歴史研究者といわず、現代に関心をもつ研究者に求められる。怠惰な惰性的生き方がこれを意識しにくく、漠然と意識するにしても、変えることのできない宿命であるかに感じるのに対して、いまの悪しきすがたが過去のある時期の所産であることを追求して、将来の変化・廃絶への希望を求める思考において、歴史学が演じてきた役割を放棄してはならない。歴史学が、時系列での思考、とくにそこでの変化に強い関心を示すのも、このような意欲にかかわる。反省の学としての歴史学の立場は、今失われようとする過去の知恵発掘の意欲によって、抹消されてはならない。

文化財の芸術的価値基準からの解放、文化財にあっても広義歴史研究の場にあっても進行する文化概念の変貌のなかで、文化財愛護と歴史研究とは大きく接近していったかにみえて、実は大きな対立面をふくんでいる。それが超えることのできない宿命とはみないが、この点を意識せずにすませるわけにはいかない。

歌麿の浮世絵に触れての、今世紀初頭の哲学者の文を引用してみる。⁽³²⁾

(徳川時代中葉以後の平民芸術は)明治大正の文化が最も直接的な遺産として祖先から継承したものの一つ一吾々が意識的には如何にこれを脱却し得たと自負するにせよ、冥々の間に深く吾々の血肉に食ひ入って、猶無意識の奥から吾々の生活を支配してゐる一つの文化的

勢力である。此等の芸術を一概に衰世の芸術として一所謂「亡国」の芸術として片付けてしまふのが文化史的武断に過ぎることは、依然として現在を動かし続けてあるその歴史的力（ポテンツ）を見ても既に明らかであるであろう。

「歴史学派」が「文化史的武断」の立場をとるとしたら、文化財の考えに折り合わない。同時に、歌麿の絵画に、Erhebend（高める力あるもの）でなく、Anmutendしか認めず、そのような芸術が育った地盤を問題とする論者の立場を否定する「文化財派」があるとしたら、「歴史学派」ときびしく対立しよう。

私は、この論者の主張を支持し、文化財の概念を、否定さるべき要素をふくんで当然とみる。文化概念の変化にともなう文化財概念では、広範な生活遺産が対象となる。歌麿のばあいよりもっと評価が分かれるものをふくむ。そのままのかたちで現代に生かすことが、困難だけでなく、あってならないばあいもふくんで当然ではないか。すべてのひとが、あるがままのかたちでその価値を認めるべきものが文化財であり、わが国の継承されるべき文化伝統とするならば、国による文化財指定は国民の思想統制にもなり、文化概念の拡大のもとでは、その恐れはいっそう深刻なものとなる。⁽³³⁾

芸術的価値だけでなく、文化財から価値感覚自体を切り離せという、誤解を招くだろうか。文化財は大切に保存されるべきであり、その意味で価値を付与されたものである。だが、内村の源氏物語評価や歌麿に Erhebend の力がないとみる見方を、文化財保護の考え方が否定するものであってはならないと考えると、過去人が現在に遺したもののうち、誇るよりも恥とするものも、文化財概念による保護の対象となりうる。

私たち自身が、後の世代に対してそうであるように、過去のひとびとも現代人によきものだけを遺したわけではない。私たちがその跡を継承してはならない過去文化の遺産は少なくない。原子爆弾による被害や朝鮮人・中国人等の強制労働の跡等々は、明らかにそうであり、しかも忘れてはならない事実の厳粛なモニュメントである。ひろく過去の生活の痕跡に目を向けていくとき、その範囲はいっそうひろがる。出生によって家柄の区別をきびしくとった社会、その極としての被差別民の存在、性による人権の差別と性が商品化された体制といったものを、私たちは廃絶すべき前代の遺産として背負っている。しかも、そうした事実の記憶を抹殺すべきではない。あやまちを再び犯さないためにも、忘れさるべきではない。マイナス価値をもつ文化財という観念を認めねばなるまい。

通常理解される文化財概念と大きく離れた主張となったかに思う。だが、芸術作品の評価に対立がありうるというレベル以外に、通常プラスの価値とともに意識される文化財は、実はマイナスの側面をももち、逆にまた、マイナスの価値感覚でとらえられるものにプラス価値を見出すことができる。東照宮陽明門は、一面では多数の人民を制圧し農民の生産物を苛酷に徴収した勝利者のしるしであり、敗北者にとっては屈辱をこそ意味した。支配層の文物に限らない。

衣食住や生業に用いられた道具は、過去人の労働と知恵とのよき証人であると同時に、しばしば男女の差別や身分差、またそれによって余儀なくされた生命をすりへらされる労働の跡でもある。年中行事や祭礼、芸能等にあっても家柄の区別と不可分のかたちで維持されているとき、そのまま継承されるべき財とはできない。プラスとマイナスとのイメージは、時期によって変動もする。政治権力の交替にともなっておこる強制された価値感覚の消滅などのほか、墓地を聖なる地とみるのと穢れや畏怖の目でみるのとの微妙なゆれは、それ自体広義歴史研究の重要な課題であるとともに、無名人の墓地を史跡として保存する運動に、支持者を得る上での問題でもある⁽³⁴⁾。さらに、遊郭は、女性の人権無視の露骨な表現だが、文芸、絵画、演劇等がこの存在ぬきで語れない時代があり、その建物には当時の技術が集約された。特定職業従事者を人外のものとして差別したのは、むしろ継承されてはならない恥ずべき文化だが、その劣悪な生活条件の場は、そのような環境のなかでも生きたひとびとのたくましさの証拠ともなりうる。

アメリカ合衆国のスミソニアン機構で、人種差別の恥ずべき歴史や少数民族日系人への戦中の処置を悪として摘発する展示がされ⁽³⁵⁾、近年取り壊しにきまったとの報があるが、大韓民国で、日本統治下の屈辱の記憶のシンボルにちがいない朝鮮総督府の建物が、博物館として利用された例等は、この種の、継承されるべきではなく忘れるべきではない過去の跡への関心として、私たちが学ぶことができる事例であろう。

被差別部落の跡を保存することが、差別の温存の役割を演じる可能性があるような状況がまだ克服されていない以上、現実には文化財としての保存ではなく廃棄につとめねばならない場面も多いにちがいない。ここでは考え方を提示するだけにとどまらざるをえない。私の主張したいことは、継承されるべき文化とみなすことと、記憶にとどめるべき跡を保存し後の代にもこれを伝えることとは、区別して考えるべきで、文化財概念は、後者の面に大きく動いていくべきであるということである。

5. 史料保存の運動と文化財概念

史料保存運動について文化財概念との結合の場を考えるのが、重要な課題だが、残念ながら史料保存運動について正面から論ずるには、しらべと思考とが大きく不足している。文化財についての私見をまとめて、この問題考察の手がかりとするのが精一杯のところであった。以下、いくつかのことをとりあえず記しておくにとどめる。

資料ということばを、史料ということばを包括するひろい概念であるとしたり、考古資料、民俗資料に対して文献資料をとくに史料とよぶ立場を、私はとらない。歴史研究の場で、史料を、有形の史料と無形の史料ないし物体的遺物と精神的遺物とに大きく区分し、前者のなかに文字による史料と文字のない史料⁽³⁷⁾とを見る大筋は、狭義歴史学だけでなく、考古学・民俗学・

美術史学等であっても、共通の認識とすることができるし、他の学問分野との差をことさら強調する縄張り意識以外に、それを妨げる事情はないと考える。だが、反面で、史料ということばは、資料ということばを包括する広義概念でもない。両者は、カテゴリーを異にすることばであるという認識から出発すべきである。

史料(Quellen)は、とくに歴史的関心から生まれた概念であり、資料(Material)は、Matter ということばが、建材の意味から物的実質、さらにあらゆるものの実質を意味するように拡大していったのと応じて、ひとの主観抜きに、客観的な实在概念に近寄っていったことばであろう。ひとが、なにかを問題として過去をふりかえって考察するとき、その素材となる資料が史料であるから、資料にくらべて非実在的な、つまり問題関心に応じて伸縮自在な概念である。資料の概念よりせまいともいえようが、現実には、たとえば食の資料(食用に供せられる動植物等)、建築の資料(木材等)、犯人追跡の資料(足跡や遺留品等)、医学の資料(骨・血液等)等々を一括した資料概念が、ことばとして生きる場面はほとんどなく、一方、このすべては史料としてみることもあり得る。

歴史研究の立場というより、総じて過去の人生をふりかえってみる姿勢と、史料概念とのあいだには、本来、矛盾がある。現代との連続性において過去をみる、たとえば先例を求めてその例にならおうとするばあいもふくめて、過去を問うことは、現在と過去とのちがいを認識を根拠としている。先例にしたがうという意識もなく、先例通りに行動するばあいの差であり、永遠不変の国体を謳歌した歴史観も、さまざまな時代の差を前提としながら、そこに不変のものを設定したのであった。歴史研究は、このように時代による変化を大きく承認し、一般にはその変化の過程に問題の焦点を求めることが多い。変化しないものという観念は、多くの歴史研究者にとって、少なくとも疑惑の目を向けるべき対象であった。しかも、そのような歴史研究者が史料として求めるのは、何より当時代の資料で後世に変形されていないものである。変化を大きな問題とし、前提としながらも、変化しないものの残存に依存するのである。文献以外の史料に大きく目を向けていくことで、この矛盾は、いっそう深刻に意識されてくることになるだろう。

史料として利用すべき資料の残存のしかたが、それ自体史料となる。すなわち存在しない資料が史料となるという面が、大きく注意されてこよう。そして、史料が、問題関心によって伸縮自在な内容をもつものであることが、あわせて注意される。史料として大きな意味をもつ古文書の類にしても、一面では、当主の死亡とか現在の友好関係の破綻とかの変化を予想し、一面では、予測される変化にもかかわらず通用する効力を期待して、作成され保存されてきた例が多い。しかも、後世の歴史研究者は、作成者・保存者の意図しないことがらをみる史料として利用することが少なくない。将来の世代に、どのように史料として利用されるかを想定しての史料保存運動の意図が、後世人の意外な見方によって、否定される可能性も十分にある。と

はいえ、史料保存運動に尽力する先学・同学各位の尊敬すべき努力に水をさして、所詮減びるものは減びよ、残るものだけが史料となるといった無責任な主張をするつもりではない。

各時代における歴史思考は、それぞれの時代の問題によって規定されるだけでなく、そこで史料も、各時代を生きるものの生それ自体のなかに見出される。それぞれの生のなかにある過去の跡以外に、過去追求の手がかりはない。過去の生の跡としての諸資料が、ごく日常的なくらしのなかにあるばあいと、図書館なり博物館なりで探索につとめねばならないものとをふくむと、付け加える必要があろうか。そのような過去の跡を豊富に、公開性の高いものとしてもつことのできる社会は、そうでない社会より、ゆたかな発想と思考とを生むことができよう。史料保存の運動と、前記のような概念拡大がいっそうの進行をみせたばあいの文化財保存・普及の運動とは、その点で一致できるであろう。

歴史博物館の展示が、とかく過去の美化に傾きやすいという問題も、以上の考察の線上に考えられるべきであろう。

歴史・考古・民俗の三学協業を掲げながら、その現実のすがたには、いくつもの問題をかかえているのが歴博の現状のように思われる。この三学以外の分野の役割もまた考察から除かれてはならない。容易な問題ではないが、諸学問の協業による新しい広義歴史学一ばあいによってはこの広義歴史学という名称自体を他の適切なことばにおきかえてもよいと私は考えるがーの創造という理想は放棄されてはならない。ここに考察したことは、私なりのそのための方向の模索でもある。大きな筋では、ここに考察した史料概念とそこに近接していく文化財概念を、諸学が共有し、歴史・考古・民俗の三学はそれぞれの主たる対象資料の差を認めあうとともに、博物館資料や修復技術等の分野に所属する諸学が、三学それぞれの立場からの史料への接近に対して、資料分析の面から三者の触媒の役割を演ずるといった構想を提案したい。

註

- (1) 児玉幸多・仲野浩編『文化財保護の実務』上 柏書房1979所収、「文化財保護をめぐる〈座談会〉」坪井清足・浜田隆・関野克・平野邦雄・児玉幸多・仲野浩による。
- (2) 『ランダムハウス英和大辞典』小学館1973の例。『新英和大辞典五版』Kenkyusha 1980は、ふたつのことばのどちらをものせない。『岩波英和辞典(新版)』1951は、cultural properties の語を採録する。『新和英大辞典四版』Kenkyusha1974は、文化財に、cultural assets と cultural properties のふたつをあげる。
- (3) 『大辞典』平凡社1936、1979復刻本による。別に文化価値をドイツ語 Kulturwerte よりとして「純粋なる価値そのものとして文化財より区別せらるるもの。即ち文化財の普遍妥当性を判定する標準、真・善・美・聖をいふ。」とするのが参照される。
- (4) Culture 系のことばのうち、ドイツでの Kultur がとくにその内容を発展させていったことばだったようだが、Güter も Werte と関連して、ドイツ哲学で重要な術語になったらしい。和辻哲郎『人格と人類性』所収「実質的価値倫理学の構想」(原発表1933年)(『和辻哲郎全集第九巻』岩波書店1962による)には、シエラーの倫理学における財(Güter)と価値(Wert)を論じた一節があり、『大辞典』のあげる語意はこれと合致するかにみえる。
- (5) 文化財保護委員会編『文化財保護の現状』1965の付録「海外の文化財事情」によると、ユネスコ関

- 係で Cultural Property が使われるほか、総括的な名称は多くはないようだが、ドイツ（西ドイツ）には Gesetz zum Scyutz deutschen Kulturgutes gegen Adeanderung の法がある。
- (6) いうまでもなからうが、このふたりはドイツ哲学の世界に育った教養人であった。
 - (7) ハウスホーファー佐々木能理男訳『日本』1943第一書房。該当部分は、149ページと342ページ。なお別に柳田国男「昔話のこと」（1948）（『定本柳田国男集』八巻 筑摩書房）に用例があるが、これはすでに保護法案作成の時期に属するだろうか。
 - (8) この点は、文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』1960、また東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』1973にくわしく、以下の叙述はこれに助けられ、とくに古器旧物保存方以下の戦前の諸法・規則等は、前者の採録する資料によった。
 - (9) 前掲『東京国立博物館百年史』39～40ページ。
 - (10) 同書518ページ。
 - (11) 文化庁文化財保護研究会編『文化財保護実務必携』1978第一法規出版株式会社に収録する参議院文部委員会における提案理由説明（6ページ）による。
 - (12) 一志茂樹「文化財保護法案の上程に際して」『信濃』2—3号（1950.3）。『信濃』は法の全文を掲載し、以後の改正にあたっても条文に紙面を割いた。一志は、文化財行政や保護法について、以後も強い関心ときびしい批判とを続けた。そのいくつかは一志茂樹『歴史のこころ 日本史学界に対する苦言』1974年信濃史学会に収録される。註8の文献等によると、文化財保護法案は1949年5月の参議院への提案から1年後の成立まで参議院文部委員会を中心に長期の検討がされ、多方面からの意見もあったのだが、『信濃』の例以外には、歴史学会誌でこの件に触れた文を見出せなかった。
 - (13) 安沢秀一『史料館・文書館学への道 記録・文書をどう残すか』1985吉川弘文館付録資料。なお署名者中には文化財保護法立案に中心となった岩村忍の名もある。
 - (14) 註11所収（261ページ）「文化財保護法の一部改正について」
 - (15) 同上（366ページ）「文化財保護法の一部改正について」
 - (16) 註8の『文化財保護の歩み』259～260ページ。
 - (17) 註11所収（65ページ）昭52.6、文化庁美術工芸課資料、国宝及び重要文化財指定基準の歴史資料の対象について。
 - (18) 島崎藤村「故国へ帰りて」1918、『藤村文明論集』1988岩波文庫139ページなど。
 - (19) 前掲『東京国立博物館史』572ページ。
 - (20) 『解説版新指定重要文化財9』1984 毎日新聞社による。
 - (21) 文化財保存全国協議会編『文化遺産の危機と保存運動』1971青木書店。
 - (22) 一志茂樹「わが国における圃場整備事業と地方史研究」『信濃』29—3号。信濃史学会主催第四回地方史研究全国大会（1976.10）における講演である。
 - (23) いくつかの関係文献があるが、たとえば網野善彦・石井進編『中世の都市と墳墓 一の谷遺跡をめぐって』1988日本エディタースクール出版部。その資料に運動の基本文献が収録されるが、とくに「提言『遠江の里』構想と磐田市立博物館付属『一の谷史跡公園』」一の谷基金事務局の立案にまでいたっている。
 - (24) 明治30年6月古社寺保存法。
 - (25) 内村鑑三『後世への最大遺物』1897。同『後世への最大遺物・デンマルク国の話』1946岩波文庫により、その39ページ。
 - (26) 前掲『東京国立博物館史』570ページ。
 - (27) 前掲『文化遺産の危機と保存運動』所収の家永三郎「文化史と文化遺産の問題」。引用はその82ページだが、以下とも参照。
 - (28) 註27におなじ。
 - (29) 柳田国男「農民史研究の一部」（1927）『定本柳田国男集』16巻400ページ（1969. 筑摩書房）。
 - (30) 柳田国男『郷土生活の研究法』（1985）『定本柳田国男集』25巻327ページ（1970. 筑摩書房）。ただし、そのような柳田の一面では貴族的な举措に対して、各地の民俗学への関心をもったひとだけでなく、たとえば宮本常一のように民衆に密着した研究者に、常民文化伝統の継承をねがう気持ちが強かったかにみえるが如何だろうか。

- (31) 塚本学「歴史研究のあり方について」『列島の文化史』2 (1985. 日本エディタースクール出版部) 同「現実への関心と歴史研究」『同』5 (1988)での私見を記したことがある。ご参照いただければ幸いである。
- (32) 阿部次郎『徳川時代の芸術と社会』1931年、『現代日本文学全集阿部次郎・倉田百三集』1956 筑摩書房所収。引用部はその63ページで、1925年の執筆。
- (33) 現行文化財保護法での文化財の定義で、価値にふれるところで、「わが国にとって」ということばがつねに冠せられるのは、運用者次第で、このような危険に導くものとならねない。註22の一志論文も、この句にこれと通じる危惧を表明している。
- (34) 註23での運動が、大きな努力にもかかわらず成功にいたらなかった事情のひとつにも現代人の墓地についての感情があるかと思える。
- (35) Smithsonian Year 1968 “SMITHSONIAN INSTITUTION” 所収の S. Dilton Ripley ‘Statement by the Secretary’ が、このような方針を支える考えを記述している。この文献については、本館考古研究部岡田教授の御教示によった。
- (36) 天皇即位儀礼、あるいは天皇制についても、このような点での考察が必要で、即位儀礼への市民と研究者との関心と研究と、この文化の将来への継承との区別を意識することが忘れられてはなるまい。
- (37) 佐藤進一『古文書学入門』1971法政大学出版部1ページ。その他、この見解は多くの歴史研究者のものでもある。
- (38) レイモンド・ウィリアムズ著岡崎康一訳『キーワード辞典』1980 昌文社232ページ。
- (39) 中世史の領域では、廃棄されながら反古として利用された紙背文書が、文書自体として伝存されたものとはちがった性格をもつことが注意されている。石井進『中世を読み解く 古文書入門』1990 東京大学出版会等参照。近世村方文書でも、宗門人別帳は廃棄されやすい文書であった。(塚本学「幕末庄屋家の一少年」『国立歴史民俗博物館研究報告』31集所収) 参照。

追記

私事の記述をゆるされたい。歴博設置直後に客員教官となり、館を専任の職場としてからもやがて8年を経過しようとする私が、ここにあげたテーマについて、漠然と意識するにとどまってきたことを恥ずかしく思う。ここに記したことも、たしかなことは、この問題が歴博内外で大いに論ぜられなければならないという以上に、あまり出ていない。

問題を意識する場面には恵まれていたののである。本文中に触れた一志茂樹氏には前任地の信州でご教示をうける機会があった。館でのこの論議は必要なのに少ないと思うが、何人もの同僚諸氏との談話から得たものはあった。スミソニアン機構での人種差別の大胆な取り上げについて岡田茂弘氏、大韓民国での倭館と朝鮮総督府の現状について小島道祐・千田嘉博両氏はなしからの刺激、民俗学方法論の共同研究への参加の経験等もこの稿を支えている。岡田氏からはとくにスミソニアン関係書の御貸与を受けながら生かせなかったことを、感謝しお詫びする。館外では、文化庁から文化財保護審議会の伝統的建造物群保存地区部会の委員を委嘱され、委員各位と文化庁の各位に接し、また各市町村教育委員会担当者諸氏の講習会で、私見を述べる機会を得た。江戸東京博物館の建設計画をめぐって歴史科学協議会等諸学会が博物館を論議する場を設け、とくに『歴史評論』に執筆の機会を与えられ、ご批判をも得た。遡れば地方史研究協議会での史料保存機関をめぐる討議での、私見とこれへのご批判も関係する。そして磐田市の史跡保存運動に尽力された諸氏からの刺激もあった。それぞれのご関係各位に感謝

し、ご批判をお願いしたい。

1年足らず後に定年を迎えるものとして、今後問題の討議が起こることを期待し、その口火としてでもこの稿をご利用いただければ幸いと考える。

本稿執筆後「博物館・文化財・歴史研究」と題する小文をかいた（『列島の文化史』8所収予定）。本稿と多少重複するがあわせて御参看いただければ幸甚である。

（国立歴史民俗博物館 歴史研究部）

Concept of Cultural Properties or Kultur Güter,
and Historical Materials or Quellen

TSUKAMOTO Manabu

The term "Cultural Properties" existed before the establishment of the Cultural Properties Protection Act (1950), but it came to be used widely after the establishment of the Act.

At first, its contents were understood mainly with regard to the artistic value of properties. Partly because of the general indifference of historians to cultural history in a narrow sense, their concern with cultural properties was not sufficient. However, some have felt a growing need for the preservation of our predecessors' traces, mainly archaeological and folklore materials, as properties apart from their artistic value. On the other hand, some became aware of the greatness of things which are being lost by development accompanying economic growth, and movements for their preservation have become wide-spread. In addition, there is a growing tendency to see culture as existing not only in narrow domains such as studies and arts, but as a concept which includes business, food, clothing, and housing. In this context, in the field of history, which has strengthened its posture of putting importance on materials other than documents, there has appeared a movement promoting a campaign for the preservation of cultural properties, supported by concern with the history of people's daily lives. The definition of cultural properties in the Cultural Properties Protection Act is shifting in the direction of cultural inheritance in this wide sense.

The concept of cultural properties, and that of materials for research in various studies such as history, archaeology, and folklore, or historical materials, seem to approach each other, and to play an important role when considering a common ground for various studies: but if cultural properties are regarded only as cultural products to be inherited, they are incompatible with historical study, which is a study of reflection. Past human lives did not leave only good things to our age. There are many things, like traces of wars, which should not be inherited but never be forgotten. Some of objects which are understood as excellent works of art hide a history of humiliation of a certain era, or they once played a role in depressing new departures for artistic creation. When these points are

considered, it is necessary to take the view that cultural products which should not be inherited are also cultural properties. This point should be taken into account in exhibitions at historical museums.